（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条　令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　住所要件期間（令第二十三条の三第一項第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者　当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

［二　略］

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第六条の三　［略］

2　令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

［イ・ロ　略］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六　［略］

2　令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

［イ・ロ　略］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第九条　令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第十一条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

［2　略］

3　令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　国外における住所　当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条　［同上］

一　住所要件期間（令第二十三条の三第一項第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者　当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

［二　同上］

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第六条の三　［同上］

2　［同上］

一　令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六　［同上］

2　［同上］

一　令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第九条　令第二十三条の七第二項に規定する在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

［2　同上］

3　［同上］

一　国外における住所　当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき